



民事訴訟活性化に向けた 課題と提言

2025/01/24



弁護士 酒匂 景範

- I. はじめに
- II. カルテル・談合
- III. 不公正な取引方法／私的独占



I. はじめに

独占禁止法事件における民事訴訟の意義

▶ 独占禁止法事件における民事訴訟の意義

- 公正取引委員会が独占禁止法違反を認定して命じる排除措置命令・課徴金納付命令では、被害回復が十分でない。
 - 確約手続の確約措置の中には、金銭的被害の回復が盛り込まれることも。
- 公正取引委員会が取り上げない事件も、民事訴訟は対象とすることができる（掘り起こし）。
- 民事訴訟により裁判例が蓄積され、独占禁止法の法解釈が精緻化する。

⇒独占禁止法事件における民事訴訟の活性化は、被害救済（被害が救済されれば違反行為の抑止につながる面も）や独占禁止法の法解釈の精緻化等に資すると考えられる。

議論の前提－独禁法24条・25条

▶ 独禁法24条による差止請求

24条：第八条第五号又は第十九条の規定に違反する行為によつてその利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、これにより著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その利益を侵害する事業者若しくは事業者団体又は侵害するおそれがある事業者若しくは事業者団体に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

- 不公正な取引方法が対象
- 「著しい損害」が要件

▶ 独禁法25条による損害賠償請求

25条1項：第三条、第六条又は第十九条の規定に違反する行為をした事業者（略）及び第八条の規定に違反する行為をした事業者団体は、被害者に対し、損害賠償の責めに任ずる。

- 排除措置命令等が確定したことが要件（26条1項）
 - 確約認定は対象外
- 故意・過失不要（25条2項）
- 消滅時効：排除措置命令等が確定した日から3年（26条2項）

民事訴訟の分類

▶ 分類のアプローチ

➤ 適用法条

- 独禁法24条による差止請求
- 独禁法25条による損害賠償請求
- 民法709条による損害賠償請求
- 民法90条などによる無効主張
- 不当利得返還請求

など

➤ 独占禁止法違反の行為類型

- 不当な取引制限（カルテル・談合）
- 私的独占
- 不公正な取引方法

➤ 公正取引委員会の処分の有無

- 処分がある場合：フォローオン型
- 処分がない場合：スタンドアローン型

II. カルテル・談合

カルテル・談合事件の民事訴訟における論点

▶ 民事訴訟における論点

➤ カルテル

➤ 入札談合

- 基本合意の存在
- 個別調整行為
 - ✓ アウトサイダーの存在

➤ 損害

カルテル・談合に関する民事訴訟における課題①

▶ 課題①：訴訟件数が少ない。

- 民間同士の場合は、交渉によって解決し、民事訴訟に至らないことも。
- 入札談合事案では、過去から多数の民事訴訟／住民訴訟が提起されてきた。
 - 最近は違約金条項により処理されることも。
- いわゆる米国型のクラスアクションのような制度がない。
 - 多数の被害者がいるが、一人当たりの損害は少ないという場合には、民事訴訟に至らない。
 - そもそもそのような事案は少ない？

カルテル・談合に関する民事訴訟における課題②

▶ 課題②：公正取引委員会が認定した事実以外の事実の主張立証が困難である場合がある。

- 主張立証が、公正取引委員会の認定の範囲に限定される傾向。
 - 実際には、認定された期間や商品範囲よりも広いカルテル・談合が行われていた場合がありうる。
- 公正取引委員会が持つ証拠へのアクセスが限定的。
 - 独占禁止法違反行為に係る損害賠償請求訴訟に関する資料の提供等について
<https://www.jftc.go.jp/dk/seido/minjikyusai/sono06/siryouteikyo.html>
 - 裁判所から公正取引委員会への文書送付嘱託等
- 被害者にとって証拠収集が困難。

カルテル・談合に関する民事訴訟における課題③

▶ 課題③：損害認容額が少ない場合がある。

➤ 損害の立証が困難。

- 実際の購入価格と、違反行為が実施されなかったとすれば形成されていたであろう価格（想定購入価格）との差
- 独禁法25条による損害賠償請求事件における求意見制度（同法84条）

84条1項：第二十五条の規定による損害賠償に関する訴えが提起されたときは、裁判所は、公正取引委員会に対し、同条に規定する違反行為によつて生じた損害の額について、意見を求めることができる。

- 最判平成元年12月8日・鶴岡灯油事件（次頁）の影響

➤ 懲罰的賠償制度（米国の3倍賠償などの制度）がない。

カルテル・談合に関する民事訴訟における課題③

＜参考＞ 最判平成元年 1 2 月 8 日・鶴岡灯油事件

- 消費者が事業者に対し、価格協定による損害の賠償を民法上の不法行為に基づき請求する訴訟において、価格協定の実施直前の小売価格をもっていわゆる想定購入価格と推認することができるのは、価格協定の実施当時から消費者が商品を購入する時点までの間にその商品の小売価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等に変動がないときに限られる。
- 協定の実施当時から消費者が商品を購入する時点までの間に小売価格の形成に影響を及ぼす経済的要因等にさしたる変動がないとの事実関係は、やはり、最終消費者において立証すべき。
- 本件では、経済条件、市場構造等にかんがりの変動があった。

カルテル・談合に関する民事訴訟活性化に向けた提言

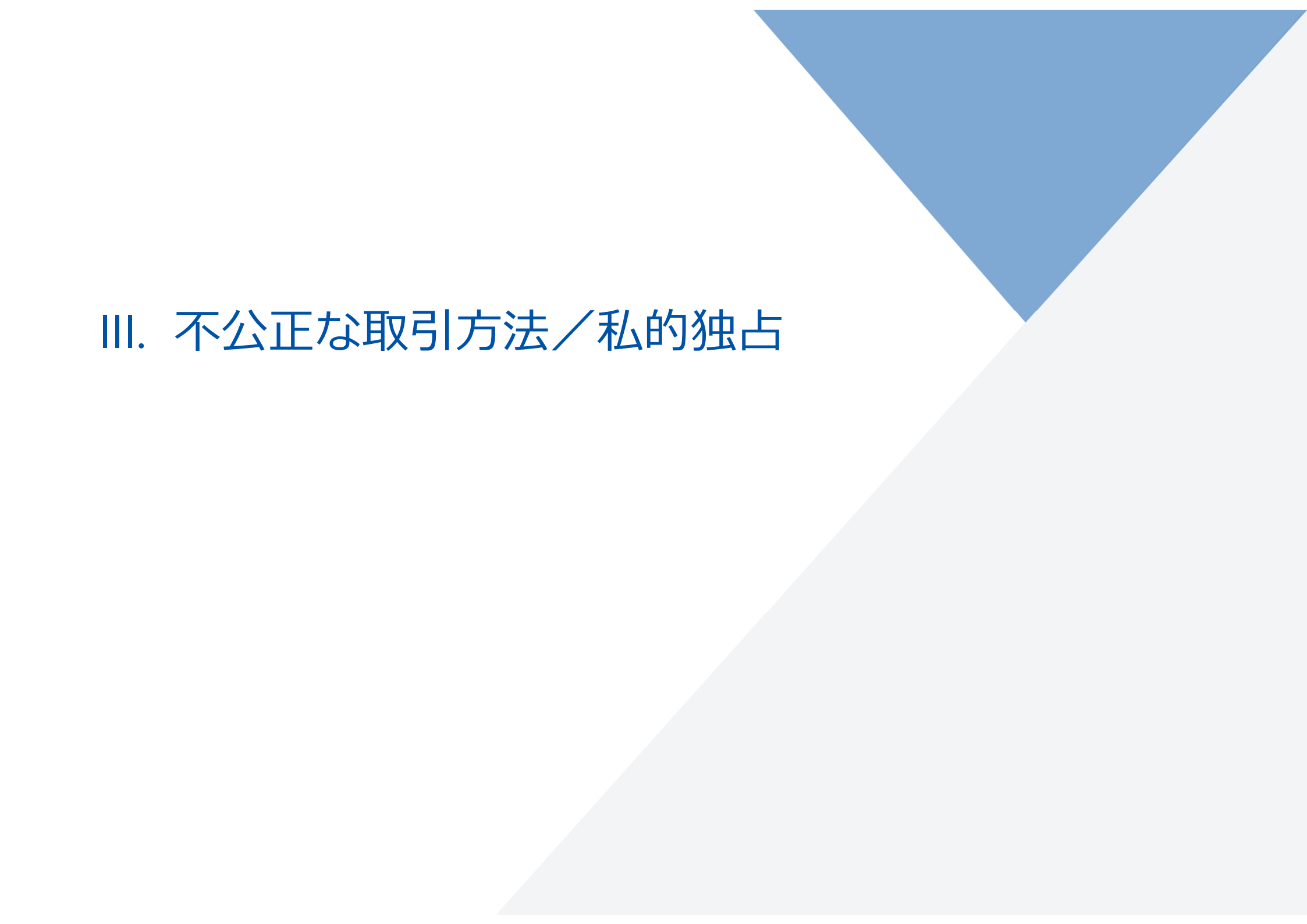
▶ ①訴訟件数が少ないことについて

- 活性化の必要性？
- 米国型のクラスアクションのような制度の導入の是非？

▶ ③損害認容額が少ない場合があることについて

- 民事訴訟法248条の活用
- 懲罰的賠償制度等の特別な制度の導入の是非？

※課題②については、不公正な取引方法等とも共通すると考えられるため、後述。



III. 不公正な取引方法／私的独占

不公正な取引方法／私的独占事件の民事訴訟における論点

▶ 民事訴訟における論点

➤ 行為要件

➤ 効果要件

- 不公正な取引方法：公正競争阻害性
 - ✓ 自由競争減殺（価格維持効果、市場閉鎖効果）
 - ✓ 競争手段の不公正さ
 - ✓ 自由競争基盤の侵害
- 私的独占：一定の取引分野における競争の実質的制限

➤ 損害

不公正な取引方法等に関する民事訴訟における課題①②

▶ 課題①：訴訟件数が少ない。

- 公正取引委員会による排除措置命令等の件数が多くない。
 - 排除措置命令等が確定しないと、独占禁止法25条が利用できない。
- 独占禁止法が利用できることが当事者に理解されていない可能性。

▶ 課題②：差止請求の認容事例が多くない。

- 「著しい損害」要件のハードルが高い？
 - 独禁法違反行為による利益侵害の態様・程度、損害の性質・程度や損害回復の困難の程度などを総合考慮して判断される。
 - 高度の違法性を求める見解と注意規定とする見解

不公正な取引方法等に関する民事訴訟における課題③④

- ▶ 課題③：訴訟には時間がかかる場合がある。
- ▶ 課題④：公正取引委員会が認定した事実以外の事実の主張立証が困難である場合がある。
 - 公正取引委員会の事件が先行している場合
 - 公正取引委員会が持つ証拠へのアクセスが限定的（10頁参照）。
 - 公正取引委員会の事件が先行していない場合
 - 被害者にとって証拠収集が困難。

不公正な取引方法等に関する民事訴訟における課題⑤⑥

- ▶ 課題⑤：公正競争阻害性（競争の実質的制限）の立証が困難である場合がある。
 - 「不当に」、「正当な理由がないのに」といった要件は抽象的。
 - 特に自由競争減殺型で、公正取引委員会の認定がない場合。
 - 1社だけで行為の市場への影響を説明することが困難。

- ▶ 課題⑥：損害の立証が困難である場合がある。
 - 独禁法25条による損害賠償請求事件における求意見制度（同法84条）（11頁参照）
 - 特に排除型の場合

不公正な取引方法等に関する民事訴訟活性化に向けた提言

▶ ①訴訟件数が少ないことについて

- 公正取引委員会による排除措置命令（25条）
- その他、公正取引委員会による独占禁止法違反の事例の提示
 - 確約手続
 - ガイドライン
 - 実態調査報告書
 - 考え方（例：共同保険に係る独占禁止法上の留意点等について）
- 独占禁止法に言及する裁判例の蓄積
- 弁護士等の役割

▶ ②差止請求の認容事例が多くないことについて

- 事例の積み重ね

不公正な取引方法等に関する民事訴訟活性化に向けた提言

▶ ③訴訟には時間がかかる場合があることについて

➤ 保全処分の活用

▶ ④公正取引委員会が認定した事実以外の事実の主張立証

⑤公正競争阻害性（競争の実質的制限）の立証

⑥損害の立証

が困難である場合があることについて

➤ 2つの観点から活性化の検討

< 1 > 証拠収集

< 2 > 公正取引委員会の意見の活用

不公正な取引方法等に関する民事訴訟活性化に向けた提言

< 1 > 証拠収集

➤ 公正取引委員会が保有する証拠へのアクセス

- アクセスの対象拡大の是非？
- 確約手続等、命令にまで至らなかった場合のアクセスの是非？

➤ 関係者（違反行為者を含む）が保有する証拠へのアクセス

- 独禁法80条の書類提出命令制度の活用

80条1項：裁判所は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

➤ 証拠収集の方法の新設の是非？

- 公正取引委員会による収集
- 探索的な証拠収集

不公正な取引方法等に関する民事訴訟活性化に向けた提言

＜2＞公正取引委員会の意見等の活用

➤ 公正取引委員会による独占禁止法の解釈の提示（19頁参照）

➤ 独禁法24条による差止請求訴訟における制度の活用

- 独禁法79条2項：裁判所が公取委に意見を求める（求意見）。

79条2項：裁判所は、前項の訴えが提起されたときは、公正取引委員会に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、意見を求めることができる。

✓ 食べログ事件で活用された。

- 独禁法79条3項：公取委が裁判所の許可を得て意見を述べることができる。

79条3項：公正取引委員会は、第一項の訴えが提起されたときは、裁判所の許可を得て、裁判所に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、意見を述べることができる。

➤ さらに公正取引委員会の意見等を活用できるようにする制度の是非？

弁護士紹介



酒匂 景範 (kagenori.sako@ohebash.com)

Sako, Kagenori

2001年 | 京都大学法学部卒業

2009年 | UC Berkeley School of Law 卒業(LL.M.)

2009年～2010年 | Weil, Gotshal & Manges LLP (Silicon Valley office) 勤務

2016年～ | 神戸大学大学院法学研究科 非常勤講師 (博士課程後期課程高度専門法曹コース「独占禁止法実務」担当)

2016年～2021年 | 京都大学法学部 非常勤講師

2017年～ | 京都大学法科大学院 非常勤講師 (「経済法事例演習」担当)

- パートナー
- 弁護士 (2002年登録・55期)
- ニューヨーク州弁護士 (2010年登録)
- 公認不正検査士 (2016年登録)

独占禁止法分野を中心に、コンプライアンス対応 (企業不祥事対応、不正調査)、国内・国際紛争解決、M&A・企業再編などの各種法分野に関連する業務を行う。著書「共同研究開発契約の法務」(共著) 中央経済社 (2022年)、「独占禁止法相談ハンドブック」(共著) 大阪弁護士協同組合 (2021年)、「類型別独禁民事訴訟の実務」(共著) 有斐閣 (2021年)、「最新・改正独禁法と実務」(共著) 商事法務 (2020年)、「国際法務概説」(共著) 有斐閣 (2019年) ほか。